

加古川市子育て支援予防接種助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭への経済的支援を目的に、市が任意予防接種費用の一部を助成する子育て支援予防接種助成事業について、必要な事項を定めるものとする。

(任意予防接種)

第2条 接種費用の一部を助成する任意予防接種は、おたふくかぜワクチン及び三種混合ワクチンの2種類とする。

(対象者)

第3条 任意予防接種の助成対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる任意予防接種の区分に応じ、接種時において市内に住所を有する当該各号に掲げるものとする。

- (1) おたふくかぜワクチン 1歳以上4歳未満の者
- (2) 三種混合ワクチン 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間にある者

(助成額)

第4条 助成額は、対象者1名につき、次の各号に掲げる任意予防接種の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) おたふくかぜワクチン 2,000円
- (2) 三種混合ワクチン 4,000円

(助成券の交付等)

第5条 市長は、前条に規定する助成額に相当する助成券を対象者に交付する。

2 対象者の保護者等（以下「保護者」という。）が市長の指定した医療機関（以下「指定医療機関」という。）に助成券を提出した場合、指定医療機関は、予防接種費用から助成額を差引いた額を保護者に請求するとともに、助成額を市長に請求する。なお、市長への請求については、市長が指定する方法によるものとする。

3 市長は、助成額の請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に請求者に支払うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
(対象者の特例)
- 2 平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日までの間に生まれた者に対する第 3 条第 1 号の規定の適用については、同号中「接種時において市内に住所を有する 1 歳から 4 歳未満の」とあるのは、「令和 4 年 9 月 30 日までに接種を受けたものであって、接種時において市内に住所を有する」とする。
- 3 令和 8 年度における第 3 条第 2 号の規定の適用については、同号中「ある者」とあるのは、「ある者又は平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日までの間に生まれた者のうち、令和 8 年 3 月 31 日において本市に住所を有し、令和 7 年度にこの要綱による助成を受けていない者」とする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の加古川市子育て支援予防接種助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出生した者について適用し、施行日前に出生した者に係る任意予防接種費用の助成については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出生した者のうち施行日以後に市に転入した者に係る任意予防接種費用の助成については、おたふくかぜワクチンに限るものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。